

F 0 ・ 4 ・ 2
平成30年12月27日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
会 長 柏木 教一 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
相模原地域連合
議 長 川崎 晴彦 様

相模原市長 加山 俊夫

2019年度に向けた政策・制度要求と提言について（お答え）

日頃から、市政に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

なお、教育委員会及び選挙管理委員会の所管に関わる部分がございますが、合わせてお答えさせていただきます。

【経済・産業政策】

1 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と連携した技能・技術継承の充実に向けた支援をはかること。

また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。

[回答]

中小企業・小規模事業所の人材確保等につきましては、就職支援サイト「サガツクナビ」において地元企業の情報発信として企業情報や採用情報等を掲載し、メールマガジン等により学生や大学等の就職課、キャリアセンターへの情報提供及び周知を図っております。また、大学等教育機関の要望等に合わせ、企業訪問、学内合同説明会等の各種イベント等を開催しております。

魅力ある労働環境を実現する支援策といたしまして、仕事と家庭の両立支援を積極的に行い、成果を上げている企業等を対象とする「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」を実施するとともに、表彰企業の取組について事例紹介リーフレットを作成・配布し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け周知・啓発を図っております。

（環境経済局）

- 2 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、金融を含む相談・支援体制の充実をはかること。

また、各施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。

[回答]

事業継承に対する金融機関を含む相談・支援体制につきましては、公益財団法人相模原市産業振興財団が実施する年間約500件の企業ヒアリングにおいて、事業承継に関する相談を受けたものについて、神奈川事業引継ぎ支援センターへのご案内をさせていただいております。

また、各種施策における広報活動については、神奈川県事業承継ネットワークが発行するチラシなどを市内企業や産業支援機関へ配布を行い、周知活動を行っております。

(環境経済局)

- 3 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。

[回答]

訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備につきましては、平成29年度に、近隣自治体と進める広域観光周遊ルート形成事業の一環として、相模湖駅前及び藤野駅前にWi-Fi整備を実施したところです。

今後も、今回設置したWi-Fiの利用状況等を見ながら、環境整備の拡充を検討してまいりたいと考えております。

また、インターネットの活用による観光情報の発信は重要であり、特にSNSを通じた観光情報の発信を中心に、相模原市観光協会をはじめとする関係団体とともに検討してまいりたいと考えております。

(環境経済局)

- 4 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。

[回答]

住宅宿泊事業者への監督等につきましては、市民や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するとともに、事業者に対する指導を実施しているところです。また、民泊実施に起因する諸課題について、庁内横断的に検討を行う体制を整えております。

営業制限等の条例につきましては、観光客の来訪や滞在を促進するという法の趣旨を踏まえ、現時点では制定しない考えですが、今後とも、市民や民泊サービス利用者の安全・安心が確保されるよう適切に対応してまいります。

(健康福祉局)

【雇用・労働政策】

- 5 すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

[回答]

企業の労働条件等の情報につきましては、若者をはじめとした求職者の適切な職業選択の実現を図るため、市就職支援センターにおいて、取り扱う全ての求人情報について、社会保険労務士が労働関係法令との適合性をチェックしております。また、同センターの求人開拓員が求人企業を訪問し、待遇や求人理由のほか、職場環境や社風等の確認を行っており、求職者に対するキャリアカウンセリング時に、こうした情報を積極的に提供しております。

若年者に対する正規雇用化等に向けた支援策につきましては、総合就職支援センターにおいて、相模原公共職業安定所（職業紹介・相談機能のみ）、市就職支援センター及びさがみはら若者サポートステーション等の就労支援機関が連携し、就職相談や職業紹介、能力開発のための各種セミナーなど、求職者の状況に応じたワンストップの就労支援を実施しております。

また、地域若者サポートステーションにつきましては、「神奈川県内地域若者サポートステーション会議」における県内自治体等との情報交換や、さがみはらパーソナル・サポート・センターによる市内事業所での職場体験、市内の大学等における地元企業の合同説明会の開催など、自治体、事業者及び教育機関等との連携に努め、支援策の充実を図っております。

今後も、若者の良質な雇用・就労機会の実現に向け、こうした取組を継続してまいります。

(環境経済局)

- 6 相模原市における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を障害者支援センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

[回答]

障害者の就労支援につきましては、障害のある人の職業能力に応じた就労先の確保と職場定着に向けまして、相模原公共職業安定所、特別支援学校、就労移行支援事業所等で構成する相模原障害者就労支援連絡会などを通じて、各関係機関と連携し、障害者の雇用促進を進めているところです。

障害者支援センター松が丘園におきましても、就労に関する相談をはじめ、適性に合った就労先の開拓・紹介や職場実習への同行等による職場定着に向けた支援などを実施しております。

また、障害者の就労に向けた支援を提供する就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対し、障害者の一般就労が図られるよう、障害者総合支援法に基づく給付費のほか、支援に対して就労移行支援体制加算などの独自加算を設けているところです。

精神障害者の雇用につきましては、公共職業安定所において、一般企業向けに「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」などを行っております。

引き続き、障害のある方が働きやすい職場環境の整備に向け、関係機関と連携した支援に努めてまいります。

(健康福祉局)

7 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。

また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。

[回答]

勤務時間管理システムの構築につきましては、教員一人ひとりに配布しているパソコンの電源のオン、オフ時間を記録することで、勤務時間を客観的に把握するシステムを構築し、できるだけ教職員に負担をかけない方法により、平成30年11月から市内全小中学校の教員の勤務時間の把握を行っております。

業務の役割分担・適正化につきましては、現在、学校事務職員の職務内容を整理する取組を進めており、その中で、役割分担を含めた効率的、効果的な学校運営の在り方について検討してまいります。

(教育局)

【福祉・社会保障政策】

8 すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。

[回答]

医療人材の育成・確保につきましては、神奈川県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、県医療勤務環境改善センターによる相談支援や研修会への支援、県看護協会が運営する県ナースセンターが実施する看護職員を対象とした各種相談事業や復職研修事業等に支援しているものと承知しております。

本市といたしましても、質の高い看護師等を医療現場へ安定的に供給することは、大変重要であると認識していることから、相模原看護専門学校の運営支援をはじめ、看護師等をめざす学生に対して修学資金の貸付を実施しております。

また、看護師等の離職を防止するため、院内保育を実施する医療機関への支援を行うとともに、相模原市病院協会が潜在看護師を対象として実施している看護職確保対策事業への支援など、看護師等の育成・確保に取り組んでいるところです。

(健康福祉局)

(2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

[回答]

介護従事者の処遇等につきましては、3年ごとに実施する「介護職員等に対する就労意識調査」により把握しております。本年度実施する調査では、新たに介護従事者に加え介護サービス事業所の管理者についても調査を行い、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組への基礎資料としてまいります。

介護人材の確保等に向けた取組につきましては、第7期相模原市高齢者保健福祉計画に「地域包括ケアシステムを支える人材の確保」として位置付け、重点的に取り組むこととしております。具体的には、就職相談会の開催をはじめ、介護職員等勤続表彰や新任介護職員等応援交流会の開催、冊子や動画を活用した介護の仕事の魅力発信、事業所が行う研修等の経費への補助などを実施しているところです。

今後も、関係機関等との連携を図りながら、介護人材の確保等に向けた取組を推進してまいります。

(健康福祉局)

(3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。

[回答]

幼稚園教諭や保育士等に対しましては、国においてキャリアアップと連動した新たな処遇改善の仕組みが制度化され、本市といたしましても、更なる処遇改善を図るための独自助成や保育士用宿舎の家賃補助などを引き続き実施するほか、本年度より保育者の資質向上や国の処遇改善への円滑な対応を目的とした「相模原市保育者ステップアップ研修」を開始したところです。

今後とも、教育・保育の質の向上や職員がやりがいを持って働ける環境づくりに努めてまいります。

(こども・若者未来局)

- 9 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。

そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり、地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。

[回答]

本市では、介護従事者等への研修や介護サービス事業者への指導・助言を通じ、職場環境と介護サービスの質の向上に努めているところです。また、介護サービス事業所の一覧や高齢者福祉・介護保険制度等を掲載した「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」をはじめとした、各種チラシ・パンフレット等により介護保険制度に関する周知を充実させるとともに、介護を利用する方へ向けてサービス内容の情報の公表等を行っております。

「未届け有料老人ホーム」につきましては、高齢者福祉部局と消防部局、生活保護部局、各高齢者支援センターが連携しながら把握に努めており、未届けと疑われる建物に関する情報を得た際には、現地の確認等を行い、該当すると判断した場合には、文書や口頭により届出の指導を行っております。今後も引き続き、実態の把握に努めるとともに、届出や運営等についての指導に努めてまいります。

また、ボランティアの受入れや地域住民との交流事業の開催など、地域に開かれた施設運営につきましても、働き掛けを行ってまいります。

(健康福祉局)

- 10 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。

[回答]

保育所等の待機児童につきましては、認可保育所等の整備や、すくすく保育アテンドによるきめ細かな支援などに取り組んでまいりましたが、本年4月1日現在の待機児童数は83人という結果になりました。今後は、より一層保育需要の動向を見極めつつ受入枠の拡大を図るなど、待機児童が生じないよう積極的に取り組んでまいります。

また、保育の質を確保するため、必要に応じ運営指導を行うとともに、認定保育室から認可保育所へ移行した事業者や、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業を本市で新たに行う事業者に対し、巡回支援により保育事業運営に対する相談、支援等を行ってまいります。

さらに、市内の保育所、幼稚園、認定こども園等に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を図るため、「保育者ステップアップ研修」を実施してまいります。

なお、職員配置・安全面につきましては、定期的な状況調査や実地指導において、事故防止・対応等の安全に関するマニュアルの整備とマニュアルに沿った対応等について、実施状況を確認しております。

(こども・若者未来局)

11 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等をはかること。

特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。

[回答]

子どもの貧困対策につきましては、市長部局と教育委員会との連携強化により、子どもの貧困対策と学力保障等、子ども、若者に関する様々な施策を実施しているところです。

本年度より、児童生徒の基礎的、基本的な学力の定着を図るため、学力保障推進事業に取り組んでおり、家庭学習を補完する支援に関しましては、民間事業者や退職した教員等を活用した放課後の補習を実施しております。

子どもの居場所づくりにつきましては、本年度から、「子どもの居場所創設サポート事業」として、子ども食堂や無料学習支援など、子どもの居場所づくりに向けた相談窓口の設置や、地域で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体同士の情報交換会を実施するなど、団体が活動しやすい環境づくりを行っております。

ひとり親家庭への支援につきましては、中学生を対象とした学習支援を平成30年度から開始いたしました。今後も子どもへの学習支援を継続して実施するとともに、従来から実施している職業訓練給付等の就業支援に加え、当事者の視点で活動されている団体とも連携しながら、ひとり親家庭の自立支援等の更なる充実に向けた取組を推進してまいります。

【社会インフラ政策】

1 2 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、市民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。

[回答]

本市では、地域公共交通の維持確保のため、これまでバス事業者からの路線退出の申し出のあった路線のうち9路線(11系統)について、国・県・周辺自治体と連携して、必要な助成を行うことによって運行の継続を図っております。また、運行の継続が図られなかった一部の路線や交通不便地区等においては、地域・公共交通事業者・本市の3者協働によるコミュニティバス等の運行を行っております。

今後も引き続き、地域の皆様や公共交通事業者を始めとする関係者と連携を図りながら、地域公共交通の維持・確保に努めてまいります。

(都市建設局)

1 3 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい個所を特定しつつ、がけ地の改善を促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。

また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

[回答]

土砂災害防止法に基づき、県による土砂災害警戒区域等の指定が行われ、本市の土砂災害のおそれのある区域が明らかにされたところです。本市では、指定に併せて、土砂災害ハザードマップを作成し、該当地域の世帯等へ配布しております。

土砂災害警戒区域等におけるハード対策の推進については、県へ引き続き要望を行ってまいります。

なお、洪水ハザードマップにつきましては、県による洪水浸水想定区域の指定に伴い、ハザードマップを作成し、該当地域の世帯等へ配布しております。

浸水対策につきましては、本市では、平成24年3月に、市街地が形成されている地域を対象に、大雨による浸水被害の軽減・解消を目標として、計画期間を緊急対策、中期対策及び長期対策の3段階に設定した「改定・相模原市雨水対策基本計画」を策定し、総合的な雨水対策に取り組んでおります。現在は、実際に浸水が発生している箇所の軽減・解消を図るために、平成26年度に策定した「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」に沿って事業を実施しております。

災害時の情報提供につきましては、ひばり放送の内容を確認できるテレビ神奈川のデータ放送やテレホンサービス、また、NHKのデータ放送による避難情報、開設避難場所の配信など、伝達手段を多重化・多様化して、確実な情報伝達に取り組んでおります。

災害に関する情報の取得方法につきましては、防災ガイドブックを全戸配布するほか、広報さがみはらや自治会回覧などにより周知するとともに、高齢者等の災害時要援護者（災害弱者）へは、引き続き、民生委員や福祉関係の事業者等にご協力をいただき、周知に取り組んでまいります。

（危機管理局、都市建設局）

14 道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。

また、交通弱者である、子供や高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。

[回答]

本市の道路整備につきましては、「相模原市新道路整備計画」に基づき、交通事故危険箇所や通学路、バリアフリーなど、“ひと”にやさしい道づくりの視点も含めて、選択と集中により計画的に進めております。

通学路や生活道路における交通安全の確保に向けた取組につきましては、自治会等の地域や小学校からの改善要望や交通事故の発生状況等を踏まえ、路面表示や交差点のカラー舗装化、カーブミラーの設置などの安全対策を実施しております。また、現在、橋本地区を生活道路対策エリアとして指定し、地域住民や学校、交通管理者と連携した交通安全対策に取り組んでいるところです。今後も、対策エリアを順次拡大し、取り組んでまいりたいと考えております。

自転車通行環境の整備につきましては、平成26年12月に策定した「相模原市自転車通行環境整備方針」に基づき、駅、公共施設へのアクセス路線など自転車交通量の多い幹線道路を中心に自転車通行環境整備に取り組んでまいります。

道路のバリアフリー化につきましては、現在、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」等に基づき、相模大野駅や橋本駅などの鉄道駅を中心とした地区において、視覚障害者誘導用ブロックの設置や歩行動線上の段差の解消などに取り組んでおります。今後も引き続き、地域の皆様と意見交換や課題の共通認識を図りながら、必要な対策を実施するなど、通行環境改善に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、歩行者等の安全を優先する「歩行者・車両分離式信号機」の設置につきましては、毎年、県警察本部へ要望しております。

（市民局、都市建設局）

【環境・エネルギー政策】

15 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。

あわせて、これまでの削減実績や取り組むうえでの課題等を広く市民に明示するとともに、必要に応じPDCAサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。

[回答]

本市における温室効果ガス排出削減に向けた施策の推進につきましては、平成24年3月に策定した「相模原市地球温暖化対策実行計画」に基づき、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー活動の促進、環境共生型まちづくりの推進など、5つの取組の柱のもと、それぞれ重点プロジェクトを設定し、施策に取り組んでいるところです。

計画の進捗管理につきましては、附属機関である「相模原市地球温暖化対策推進会議」において評価・検証を行うとともに、毎年「実施状況報告書」を発行し、削減実績や課題等を広く市民に公表しております。

今後もこれまでの施策を着実に推進するとともに、次期計画の策定作業において、現行計画の評価・検証を行い、解決していない課題や新たな課題を整理し、更なる施策の強化や効果的な施策の推進に取り組んでまいります。

(環境経済局)

16 市内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、市民への意識喚起をはかること。

また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け、主体的に取り組むこと。

[回答]

食品ロスや食品廃棄物の削減につきましては、市内小学校や公民館、自治会等における出前講座やイベント、市内主要駅やスーパーマーケット等における街頭キャンペーン、食品ロス削減をテーマとした調理実習の実施、市役所本庁舎食堂への啓発ポップ設置などによる普及啓発活動を行っているほか、本年度は食育関連イベントへの出展を予定しております。

また、本年度より、市内でフードバンクに取り組むNPO法人と連携したフードドライブ活動の実施を通じて、家庭における食品ロスの削減と市民に対する意識啓発を図っており、今後とも生産や流通などの過程で生じる食品ロスの削減に関する取組を進めてまいります。

(環境経済局)

17 健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫煙対策を強化し、諸対策を推進すること。

また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。

[回答]

受動喫煙対策につきましては、相模原市保健医療計画に基づき、喫煙や受動喫煙の害についての普及啓発のほか、禁煙の推進や禁煙支援の取組を実施するとともに、小学生や高校生を対象とした喫煙防止教育の実施など未成年者に対する教育にも取り組んでいるところです。

また、改正健康増進法の施行に向け、市民からの相談窓口の設置や義務違反時の指導等の対応を予定しております

今後とも、未成年者に対する対策を含めて、受動喫煙対策を推進してまいります。

路上喫煙防止対策につきましては、人の往来の多い駅周辺の道路等を路上喫煙禁止地区に指定し、路上喫煙防止指導員が定期的に巡回しております。

ポイ捨て対策につきましては、「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」により市民等の責務として空き缶や吸い殻等の持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納することを規定するほか、橋本駅・相模原駅・相模大野駅周辺を「空き缶等散乱防止重点地区」に指定し、嘱託職員が定期的にポイ捨てに係る巡回・指導を行っております。

路上喫煙防止、ポイ捨て対策のいずれにつきましても、引き続き地域住民や事業者、団体と連携・協力を図りながら市内各駅で周知啓発に努めてまいります。

(市民局、健康福祉局、環境経済局)

18 「水循環基本法」が成立したことを受け、相模原市においても、これまで以上に条例制定も視野に入れ、水源環境の保全施策を進めること。

また、私たちを取り巻く、水源環境について、相模原市民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策の周知・啓発等をはかること。

[回答]

水源環境の保全につきましては、平成26年7月の水循環基本法の施行後、国による地方ブロック説明会が開催されるなど、同法及び水循環基本計画に関する制度についての周知や地方公共団体の取組状況についての情報提供が国から行われているところです。

本市におきましても、これらの情報を積極的に収集するとともに、他市の条例や取組事例を参考にしながら、市民への施策の周知・啓発等を含めた水源環境の保全を効果的に推進するための施策について、研究してまいります。

(環境経済局)

【教育・人権・平和政策】

19 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。

また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること。

[回答]

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度等の周知・広報につきましては、市ホームページや広報さがみはら等の媒体のほか、学校を通じて全児童生徒に案内を配布する等、様々な機会を捉えて取り組んでまいります。

また、平成30年度から新たに、学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を対象とした給付型奨学金制度を創設し、平成30年度に高等学校等に入学する生徒から制度を適用するとともに、資格要件に該当する生徒すべてを給付対象としているところです。

(教育局)

20 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、市民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例(仮称)」制定に向けた取り組みを推進すること。

[回答]

障害者差別解消法の趣旨を踏まえた条例の策定につきましては、他都市における取組状況を参考とし、市条例のあり方や制定の必要性について、障害者団体の意見を伺いながら検討してまいります。

(健康福祉局)

(2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

[回答]

ヘイトスピーチを含む人権に関する条例につきましては、現在改定作業を進めております人権施策推進指針に掲げている施策の方向性に基づいた人権に関する各種取組を進める中で、本市における人権課題に係る状況等を踏まえながら、条例等の必要性を含め、検討するものと考えております。

また、ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別行為の解消に向け、市民等への意

識啓発に引き続き取り組んでまいります。

(市民局)

- (3) 市内で暮らす外国にルーツを持つ市民とその家族が、適切な医療・教育を受けることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進すること。

[回答]

多文化共生社会の実現に向けた取組につきましては、「さがみはら国際プラン」に基づき、多言語による情報提供や相談対応、通訳ボランティアの派遣等による外国人市民への支援や、国際交流イベントの開催をはじめとした国際理解を深める取組など、各種施策を推進しております。

また、現在「さがみはら国際プラン」の改定作業を行っておりますが、この中では、在住外国人数が着実に増加している現状を踏まえ、「さがみはら国際交流라운ジの機能強化」など、国籍を問わず誰もが暮らしやすい多文化共生社会の更なる推進に向けた取組について、検討してまいります。

(総務局)

- (4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自治体は関係組織と連携した取り組みを推進すること。

[回答]

性の多様性を尊重した支援につきましては、現在、改定作業を進めている人権施策推進指針(案)におきまして、新たに性的少数者への理解や支援に向けた取組を分野別施策の一つとして掲げたところであり、今後も、更なる市民への理解促進や当事者への支援を行う必要があると考えているところです。

性の多様性に関しましては、当事者の視点に立ち、多様な性のあり方を理解し、個性を尊重する教育、啓発に取り組むとともに、支援団体等と連携し、相談・支援の取組を進めてまいります。

(市民局)

【行財政政策】

- 2.1 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかること。

特に、悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかること。

[回答]

高齢者等の消費生活相談につきましては、近年増加傾向にあり、関係機関等と連携して被害の早期発見、未然防止・拡大防止に係る見守り体制の強化を推進しております。また、消費生活相談員による的確な相談対応を図るとともに、地域等に向く出前講座を通して消費者教育を推進しているところです。

訪問販売に対しましては、不適切な事業者への指導はもとより、必要に応じ、適正な販売等を推進することを目的に県とも連携した取組に努めてまいります。

(市民局)

2 2 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。

あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、引き続き対応すること。

[回答]

共通投票所の設置につきましては、二重投票防止のための通信環境の整備やシステム障害時の対応などの多くの課題があり、直ちに共通投票所を設置することは困難ですが、引き続き、課題の解決に向けて研究してまいります。

期日前投票所につきましては、公職選挙法の規定により各区に1か所ずつ設置しているほか、増設会場として、まちづくりセンター併設公民館や津久井地域の総合事務所などの地域に密着した施設にも設置しております。また、平成28年の第24回参議院議員通常選挙におきましては、利便性の高い駅周辺に各区1か所ずつ期日前投票所を増設し、終了時刻を従来より1時間延長する取組を併せて行ったところです。

昨年(平成27年)の第48回衆議院議員総選挙におきましては、急な解散であったことから、会場確保が困難となり、駅前に期日前投票所を設置することはできませんでしたが、来年執行予定の統一地方選挙及び参議院議員通常選挙につきましては、各区1か所ずつ、駅前に期日前投票所を設置できるよう、調整を進めているところです。

(市選挙管理委員会事務局)

2 3 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。

[回答]

臨時・非常勤職員の賃金につきましては、神奈川県(神奈川県)の最低賃金や相模原市公契約条例に基づく労働報酬下限額等を参考とし、その職務内容に応じて設定している

ころです。

また、会計年度任用職員への移行に当たりましては、従事する職務の内容、責任の程度等を考慮するとともに、地域の実情を踏まえた給付水準となるよう検討してまいります。

(総務局)

2 4 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。

[回答]

消費者の行動が社会に及ぼす影響や契約には権利とともに責任が伴うこと等を含めた、主体的に行動できる自立した消費者の育成につきましては、各種講座や学習会等とおした消費者教育事業の実施により、周知・啓発等を行っているところです。

(市民局)

以 上

【受付 2018 - 4】